

## 1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や三次にわたる一括法を成立させた。また、国から地方への事務・権限の移譲等に関して、「地方分権改革有識者会議」の検討を踏まえ、平成25年9月に「地方分権改革推進本部」において当面の方針を決定するなど、今後も引き続き地方分権改革に取り組む姿勢を示している。

しかしながら、これまでの政府の取組は、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されたことや、国の出先機関の原則廃止に向けた成果が出ていないなど、未だ不十分と言わざるを得ない。

今後政府においては、国及び地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

その際、地方分権改革推進本部において取りまとめることとされた「今後の展望」においては、地方の意見を十分に踏まえ、今後の地方分権改革の方向性を明確化し、確実に実行すべきである。

また、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は今後の地方分権改革を推進するため、次の事

項について特段の措置を講じられたい。

## 1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、地方分権改革推進委員会の勧告における国と地方の役割分担に関する考え方等に基づき、地方分権改革推進本部で地方に移譲する方向とされた事務・権限にとどまらず、更なる事務・権限の移譲を早急に行うこと。

## 2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、これまでの見直しで未実施とされた項目や一部実施にとどまっている項目及び見直しが手付かずの項目についても見直しを実現するとともに、条例による法令の上書き権の検討を含めた条例制定権の拡大を進めること。

これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などのように「従うべき基準」が相当数設定されているが、廃止又は参酌すべき基準へ移行するよう速やかに見直し、今後の見直しに当たっても、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、地方の裁量を許さない「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

なお、第三次一括法成立に伴い、設置基準等が条例に委任される施設等については、地方が独自に基準を策定しても国庫補助負担金や介護報酬の設定などを通じて、実質的に地方の自由度を損なわないよう、補助要綱等の見直しの考えを示すとともに、適切な財源措置についても留意すること。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省

における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

あわせて、国が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

### 3 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、「補完性の原則」に基づき、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は地方に移譲し、原則廃止すること。

移譲対象事務の受入主体については、地方側が求める場合には都県単独、広域連携による受入も可能とするとともに、移譲対象事務についても出先機関の一部の事務・権限の受入を可能とすること。

さらに、地方が強く移譲を求めているハローワークや直轄道路・直轄河川については、財源措置等を具体的に明示した上で直ちに移管すること。また、農地転用、中小企業支援、地域交通等をはじめ、これら以外の事務・権限の移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

なかでも、ハローワークについては、東西1箇所ずつ（埼玉県・佐賀県）のハローワーク特区の効果等について直ちに検証を行い、地方への移管を早期に実現すること。

なお、それまでの間においても、地方自治体による雇用対策の充実強化のため、希望するすべての地方自治体において簡便かつ低コストでハローワークの求人情報を利用できる環境を整えること。

また、事務・権限の移譲に当たっては、政府が責任を持って、必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管についても、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に

選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

#### **4 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化**

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とする改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直すこととされ、見直しの時期についても、地方消費税率の引上げ時期を目途とされている。この措置は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間であっても、財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

#### **5 社会保障関係費に係る安定財源の確保等**

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の成立により、年金、医療、介護、子ども・子育ての社会保障4分野の充実及び安定化の財源として、消費税率引き上げ分の5%のうち、地方には1.54%が配分されることとなった。

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれており、地方が社会保障分野において担っている役割や地方単独事業の重要性を十分に踏まえ、社会保障サー

ビスを安定的に提供していくために必要な財源の確保を図り、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

また、「社会保障制度改革国民会議報告書」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度の運営の効率化に向けた検討を更に進めるとともに、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行い、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

## 6 自動車関連諸税等の見直しへの対応

平成25年度与党税制改正大綱で、自動車取得税は、消費税8%の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止の方向で見直しを行い、平成26年度税制改正で具体的な結論を得るとされている。地方財政へは影響を及ぼさないとしているものの、具体的な代替財源については明記されていない。

自動車取得税が、地方の社会基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、国の責任において地方税による安定的な代替財源を確保することとし、具体的な代替財源を確保することなく、縮減しないこと。

また同大綱で「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う」とされていることを踏まえ、国税の「地球温暖化対策のための税」について、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すること。

さらに、原油価格の異常な高騰が続いた場合の軽油引取税など

の課税停止については、一定の期間、適用を停止することとされているが、今後、当該措置が適用される場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、確実に減収分の補填措置を行うこと。

## **7 地方法人課税の堅持**

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

## **8 課税自主権の拡大**

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

## **9 地方交付税の復元・充実及び臨時財政対策債の廃止**

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、平成25年度地方財政対策において、地方公務員の給与引下げを要請する手段として

地方交付税を用いたことは極めて不適切であり、今回のような措置を二度と行わないよう、強く求める。

また、平成25年8月8日に閣議了解された中期財政計画において、地方財政も国と基調を合わせて歳出抑制を図ることとされており、特に歳出特別枠等を経済再生に合わせ、見直すこととされているが、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であることに加え、今後社会保障関係費の大幅な増加が見込まれることから、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう地方交付税総額を充実すること。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

なお、平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」の中で、地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととし、「頑張る地方」を息長く支援するため一定程度の期間継続するとされているが、その具体的な制度設計に際しても、地方交付税の性格及び機能を踏まえ、国による政策誘導とならないよう、地域の実情等に応じた行革等の実績を的確に反映できる指標を用いるなど、地方が自主努力により取り組む行政改革や産業育成等の施策を支援する仕組みとすること。

## 10 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移

譲ることが目的であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。

なお、各府省の交付金等については、地方の自由度拡大のため、対象事業の統合・メニュー化、事務手続きの簡素化など一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

また、国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

については、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくりなど地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

## 11 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲と併せ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施にも配慮しつつ、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。



## 12 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

## 13 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議すること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、分科会も積極的に活用するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。